

Owl after school 利用規約



【第1条 規約の適用】

(1) 本規約は、一般社団法人 Owl が運営する Owl after school (以下、「当塾」といいます) が提供するサービス (以下、「本サービス」といいます) についての利用契約の内容として、適用します。

(2) 本サービスの利用者 (以下、「塾生」といいます) が未成年もしくは学生の場合、当塾との契約者 (以下、「お客様」といいます) は、塾生の保護者 (以下、「保護者様」といいます) といたします。

(3) お客様は、利用申込書を当塾に提出した時点で、本規約について承諾したものとみなします。

【第2条 規約の変更】

当塾は本規約を変更することがあります。なお、変更後の規約についてはウェブサイト上に掲載して、お知らせいたします。

【第3条 用語の定義】

塾生・・・本サービスの利用者として当塾に登録された方

保護者様・・・未成年もしくは学生である塾生の保護者にあたる方

お客様・・・支払能力を持ち、当塾と利用契約を結ぶ方

【第4条 契約の成立】

(1) お客様が利用申込書に署名した時点で契約成立とします。また、本規約の内容を理解し、同意したものとします。

(2) 以下の場合について、当塾はお客様との契約をお断りする場合があります。

- ① お客様が、申込時において、虚偽の事項を申告した場合
- ② お客様による規約違反・契約違反を理由として、過去に当塾から契約を解除されたことがある場合
- ③ 他、相当の事由があると当塾が判断した場合

【第5条 入会金】

入会の際、入会金のみのお金はいただきませんが、1年間の保険料・教材費として10,000円を契約初月の月謝徴収日に申し受けます。

ただし、1日利用及び長期休みにおける利用のみのお客様については、1年間の保険料・教材費はいただきません。

【第6条 諸費用及びお支払方法について】

1 諸費用とは、月謝・教材費・保険料・特別受講料をいいます。

2 月謝は発生月の前月の27日までに指定口座への振り込み、または現金徴収、キャッシュレス決済 (PayPay) にてお支払いいただくものとします。ただし、その日が土日祝に該当する場合は、翌営業日に徴収となります。

3 入塾日が月の途中である場合、初月度の月謝は、初月度の利用回数から算出させていただきます。

4 教材費・保険料は、契約初月の月謝徴収日に年間費用として10,000円申し受けます。(第5条参照)

ただし、中学3年生のみ、受験対策費として別途教材費を徴収いたします。

5 諸費用は、年度毎に改定することがあります。ただし、社会経済情勢の変動に応じて、年度の途中であっても諸費用を変更することができるものとします。

6 中途退塾、休塾などお客様の都合による変更や退塾処分を受ける場合、諸費用は返金いたしません。

7 特別受講料とは、長期休みや土日祝に不定期に開催する、特別講座における料金のことを指します。強制徴収することはありません。

【第7条 登録情報の変更】

当塾に登録されたお客様の住所や電話番号などの登録情報について、変更が生じた場合、当塾へすみやかにご連絡ください。

【第8条 契約期間について】

- 1 契約期間の始期は、利用申込書に記載された入塾日となります。
- 2 契約期間は基本的に1ヶ月更新とし、保護者様あるいは当塾から1ヶ月前に申し出がない限り、1か月単位の自動継続となります。
- 3 契約期間は最大で中学3年生の3月末までとします。

【第9条 クーリングオフについて】

入塾日より起算して8日以内に取り消しがあった場合は、納入金を全額返還することとします。

【第10条 遅刻・欠席について】

- 1 体調不良、学校行事、習い事など、やむを得ず授業を欠席、または遅刻される場合には、必ずお客様が欠席当日の14:00までにご連絡ください。塾生からの連絡は保護者が予め承諾しておいていただくものとします。それによる不利益は、すべてお客様に帰属します。
- 2 授業の当日に欠席のご連絡があった場合、理由の如何を問わず、当塾は、振替授業を行わず、当日分の月謝を返金いたしません。
- 3 連絡のない欠席・遅刻は、いかなる理由でも、当塾は、振替授業をいたしません。

【第11条 振替授業について】

週1プラン・週2プラン・週3プラン・通い放題プランを利用されているお客様で、祝日により、授業が受講できない日があった場合、その前後1週間であれば、振替授業を受けることができます。(希望者のみ。実施できない期間もあります。)

※ただし、GW・お盆・年末年始等の期間については休塾とし、振替授業も実施しないものとします。

【第12条 休会について】

- 1 休会のお申し出は保護者様から休会を希望する月の前月末日までに、ご連絡ください。
- 2 休会期間は休会開始日より最大3か月間といたします。4か月目になると、自動的に復会となり、月謝が発生します。

【第13条 中途退塾について】

- 1 中途退塾のお申し出は保護者様からご連絡ください。
- 2 退塾を希望する月の前月の末日までに当塾までご連絡ください。
- 3 中途退塾の際、月の途中であっても月謝の返金はいたしません。

【第14条 退塾処分について】

当塾は、お客様が以下のいずれかの項目に該当する場合、当該塾生に事前に何ら通告することなく、塾生契約を解約し、退塾したものとします。

- 1 入塾申込の際の申告事項に、虚偽の申告があり、当塾における就学継続にふさわしくないと判断した場合
- 2 諸費用の納入が遅れ、滞納が2か月分となった場合
- 3 犯罪行為、非行行為、本規約に反する行為等、当塾が塾生とすることを不適当と判断する場合

【第15条 月謝の滞納について】

当塾は、お客様が月謝を滞納された場合、以下の対応をします。

- ・1ヶ月滞納された場合…翌月に2ヶ月分引き落としとなります。
- ・2ヶ月滞納された場合…退塾処分となります。滞納された月謝は諸手続きに従い、通知、督促いたします。

【第16条 休校について】

- 1 別途定める社内行事予定に基づき、休校を行うことがあります。(例：GW・お盆・年末年始) 都度 SNS 等にてお知らせいたします。
- 2 各種警報・自然災害・講師の怪我・病気などの事情で休校を行う場合があります。その場合、振替授業等を実施させていただきますが、状況により実施できない場合もございますので、ご了承ください。

【第17条 紛失・忘れ物について】

施設内で生じた、私物の紛失について当塾は一切損害の責を負いません。忘れ物、落し物については、1ヶ月間保管した後、処分させていただきます。

【第18条 禁止事項】

塾生は本サービスの利用にあたり、以下の項目にあてはまる行為を禁止します。

当然、学習指導の他に生活指導も粘り強く行う所存ですが、改善の意思が見られない、ご家庭での協力が全く得られないと判断した場合、当塾にて合理的な措置をとらせていただきます。以下の項目以外でも、社会通念上及び倫理上の不正と考えられる行為に関しては禁止するものとします。

- 1 授業の妨げとなる行為
- 2 講師に対し反抗的な態度や行為
- 3 連絡なしの遅刻、欠席を繰り返す行為

【第19条 損額賠償】

- 1 本サービスを通じて、お客様と他のお客様、あるいは第三者との間で紛争が生じた場合は、お客様は自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、当塾は一切賠償の責任を負わないものとします。
- 2 お客様は本サービスの利用中、またはその前後にて当塾設備、その他備品に損害(落書きや破損等)を与えた場合、当塾は該当お客様に対して、被った損害の賠償を請求できるものとします。

【第20条 個人情報】

- 1 当塾は、お客様の個人情報について、契約期間中はもとより解約後においても、第三者へ漏えいしないよう、細心の注意をもって管理してまいります。
- 2 時に撮影した塾生の写真や動画を、塾生の顔や個人情報が特定されない範囲で、当塾のウェブサイト・SNS・パンフレットなどの広告媒体に掲載させていただく場合がございます。掲載の可否につきましては、入塾契約の際、お客様が選択することができます。また塾生の顔や個人情報が特定されうる写真や動画を使用する場合は、都度、当塾より事前にお客様へご確認をさせていただきます。
- 3 塾生の発言や合格体験、またアンケートなどで頂いたお客様の声についても、塾生の個人情報が特定されない範囲で、当塾のウェブサイト・SNS・パンフレットなどの広告媒体に掲載させていただく場合がございます。掲載の可否につきましては、都度、当塾より事前にお客様へご確認をさせていただきます。
- 4 お客様からいただいた個人情報は、入塾時から卒業・退塾まで当塾で保管し、所定の期間を経過後、破棄させていただきます。

【第21条 疑義】

本規約に定めのない事項について疑義が生じた場合、当塾はお客様と誠意をもって協議するものとします。

付則

本サービスの提供事業者は、一般社団法人 Owl です。

代表理事：杉原 祥

本規約の内容をご確認のうえ、すべての項目にご理解・ご了承いただけましたら、利用申込書へサインをお願いいたします。